

本市におけるいじめ防止の取り組みについて

【市のいじめ防止の取り組み】

1 「児童生徒指導室」の新設

令和3年度より、市教委事務局内に各校でのいじめ・不登校対応に特化した「児童生徒指導室」を新設。

所掌事務

生徒指導、進路指導、学校保健、部活動、青少年補導員、青少年指導センター業務、教育相談、地域連携等

構成メンバー

児童生徒指導室長、指導主事5名、行政職員2名、教育相談統括1名、SSWの統括1名、SSW3名、教育相談員7名、適応指導教室担当職員1名

計21名

趣旨

子どもの貧困や虐待いじめ、不登校への対応などの児童生徒の支援、指導にかかる課題も複雑化している中で、スピード感をもって機能的かつ効果的に対応できる組織体制の構築が必要であるため、教育センターを別館3階に移転させ、増加傾向にある学校でのいじめや不登校、生徒指導事案の取り組みは、家庭、地域との連携が非常に重要であることから、学校現場や担当指導主事、SC、SSWが速やかに情報共有し、必要な手立てがとれるよう、児童生徒指導室として一本化した。

2 「生徒指導担当者会」の設置

生徒指導主事定例会(月3回)＋生徒指導担当者会の設置

生徒指導担当者会では、いじめ等に関する市全体の傾向や、未然防止のとりくみ紹介等をし、学校の生徒指導体制のサポートや市全体の生徒指導対応力の底上げを図る。

3 いじめ事案情報共有シートの変更

学校がいじめを認知し、1回目の校内いじめ対策委員会で対応方針を立てた時点でいじめ事案情報共有シートの提出

※学校と教育委員会で初期対応内容の確認、重篤化しそうな事案の未然防止

4 生徒指導関係連携会議(月1回)

児童生徒指導室・子育て支援室・人権施策室・SSW・大阪府SSWのスーパーバイザーで、重篤化しそうな事案について協議し、その内容を学校に返し、事案の重篤化を防ぐ。

5 「いじめ虐待等対応支援体制構築事業」(資料4-1)

趣旨

・大阪府教育庁から、学校や市町村教育委員会からの支援要請をもとに、専門家から構成される府の緊急支援チームの派遣を行う。

※緊急支援チーム…スクールロイヤー、スクールカウンセラー等

- ・各学校においては、いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応について、問題行動の起こりにくい生徒指導体制の構築を行う。また、いじめ重大事態等をはじめとする事案の重篤化を防止する学校の生徒指導体制を構築する。

事業実施校

■第六中学校、萱野東小学校の計2校

- ・小学校にはSSWサポーター、中学校には常勤講師1名の加配
- ・いじめ、暴力行為、不登校の件数を毎月集約する。

活用方法

- ・非常勤講師(第六中学校)・・・生徒指導担当と共に生指案件への対応、また別室登校体制のコーディネートする。
- ・SSWサポーター(萱野東小学校)・・・落ち着きのない児童や不登校児童等へのサポートやケース会議等へ参加する(週に2回程度、1回の勤務が3時間まで)。

6 令和4年度取り組み内容

■研修の実施

- ・「学校と保護者のいい関係づくり～トラブルを大きくさせないために学校が気をつけること～」(大阪大学 小野田教授)
児童生徒の最善の利益をのために、保護者と協同していくための知識・理解を深めた。
- ・「子ども「やった!」「できた!」を増やすポジティブ行動支援」(大阪教育大学 庭山教授)
児童生徒の望ましい行動を育てる支援方法について知識・理解を深めた。
- ・「児童生徒理解を深める～家族を理解し支援に役立てる～」
生徒指導担当者会で課題のある児童生徒の生育歴、家族構造、その背景を認識し、いじめ未然防止・対応をすることの理解に努めた。
- ・「いじめ重大事態について～いじめ防止対策推進法「重大事態」の解説より～」
生徒指導担当者会重大事態にならないためにどうすればいいかのグループワークを行った。

■その他

- ・いじめ等調整委員会を6回開催
令和4年度から箕面市いじめ等調整委員会を年間6回実施し、各事案に対して検討する時間を確保し、指導・助言を頂き対応の強化を図ってきた。
- ・箕面市支援教育充実検討委員会の設置
箕面市の支援教育の在り方について諮問を行い、令和5年1月に検討委員会より答申を受けた。
- ・いじめ未然防止システムの導入(資料4-2)
1人一台のタブレット端末に「いじめ未然防止システム」を導入して、児童生徒の思いや悩みを複数の教員等が同時かつ直接的に知ることができるシステムを構築し、いじめ等の早期発見、早期対応につなげる取組を実施。

7 令和5年度に向けて

- ・発達に課題のある児童を早期に関係機関に繋ぎ、横断的なアセスメントで支援に努める。
- ・保育園・幼稚園から小学校・中学校への引継ぎを徹底し、切れ目のない支援に努める。
- ・直接、教職員に心身の苦痛を訴えることが難しい児童生徒を、「こころの日記」システム等を活用し、いじめの早期発見・未然防止に努める。
- ・児童生徒理解および生徒指導提要の研修を実施する。
- ・いじめ事案については「学校いじめ防止基本方針」に沿って、法的な知識に基づき、対応していく。
- ・いじめ重大事態について国と情報共有し、いじめ調査アドバイザーから助言を受け、いじめの重篤化を防ぐ。
- ・講師等を招き SNS トラブル未然防止教室を児童生徒に継続して実施していく。また子どもがインターネットを安心・安全に利用するための啓発を保護者へ行っていく。

今年度のスケジュール				
第1 四半 期	4月			
	5月	いじめ問題対策連絡協議会 第1回いじめ等調整委員会	生徒指導担当者会	いじめ未然防止プロジェクト(適宜)
	6月			
第2 四半 期	7月	第2回いじめ等調整委員会		
	8月	教職員全体研修		
	9月	第3回いじめ等調整委員会		
第3 四半 期	10月			
	11月	第4回いじめ等調整委員会		
	12月			
第4 四半 期	1月	第5回いじめ等調整委員会		
	2月			
	3月	第6回いじめ等調整委員会		

